

譲受人の住所氏名



申請の土地

他 1 4 筆

現況地目

畑及び田

登記簿地目

畑及び田

合計面積

1 4 7 7 9 m²

種類

所有権移転

対価

贈与

期間

許可の日から永久

譲渡理由

申請地は相続により共有名義で取得した土地であり、現在は譲渡人が3分の1、譲受人が3分の2の持ち分となっている。譲渡人は[REDACTED]に居住し、耕作の意思がなく、現在管理・耕作している譲受人に無償譲渡することを約し、本件許可申請に及んだ次第。

譲受理由

譲渡人の要望による。

備考

—

2 2 ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。

受付・申請番号 2 5 3 - 1 2 号

譲渡人の住所氏名



譲受人の住所氏名



申請の土地

他 1 筆

現況地目

畑

登記簿地目

田及び畑

合計面積

1 1 9 m²

種類

所有権移転

対価

売買

期間

許可の日から永久

譲渡理由

申請地は相続により取得した土地で、譲渡人は[REDACTED]に居住し、当町に帰る気はない。家も空き家となっており「空き家バンク」に登録して入居者を探していたところ、譲受人から周囲の土地も含めて購入したいと申し出があった。[REDACTED]に居住しており、畑も家庭菜園として利用したいとのことから現状のまま譲り渡すこととし、本件許可申請に及んだ次第。

譲受理由

譲渡人の要望による。

備考

—

2 4 ページに位置図及び写真をつけていますので、ご覧ください。

<p>議長</p>	<p>い。</p> <p>ありがとうございました。 地元担当委員による現地確認報告をお願いします。受付番号253-11号からお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>月日にさんの自宅を訪ねまして意思確認をしました。さんにも電話で意思確認をし、間違いないということでした。現地は日にさんと現地確認しておりますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして受付番号253-12号をお願いします。</p>
<p>推進委員</p>	<p>譲渡人さんと譲受人さんですが、さんさんを法定代理人にされてまして、両名と農地確認したところです。譲渡理由は事務局から話がありましたが、譲受人の方から話を聞いておりますので報告します。4世代で家が手狭になってどうしようかというところで、こういう話を聞いて売買の話ができたところです。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>253-11号について、共有名義ですが経緯は父親の名義とということですか。</p>
<p>委員</p>	<p>さんのお父さんのお父さんが亡くなられた時に、お姉さん、さんのお父さん、妹さんと兄弟が3人おられました。話によると、そのときにさんのお父さんが兄弟3人いるから財産分与で3人に均等に分けたということです。長女は亡くなられる前にさんのお父さんに3分の1を所有権を渡したということです。それで今はさんが3分の2を持っていて、この度お父さんが亡くなられて相続の関係で出たときに3分の1が妹である自分の名義になっているということがわかって、それでこの度さんの方に残りの3分の1を無償譲渡するとで今回の申請が出ています。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、何かありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>

議長	<p>挙手全員ですので、議第1号は原案どおり可決いたしました。</p> <p>議第2号 農地法第4条に基づく許可について</p> <p>議第2号 農地法第4条に基づく許可について、事務局より説明をお願いします。</p>						
事務局	<p>議第2号 農地法第4条に基づく許可について、本日1件の申請が出ています。</p> <p>受付・申請番号 254-2号</p> <p>申請年月日 [REDACTED]</p> <p>申請者の住所 [REDACTED]</p> <p>氏名 [REDACTED]</p> <p>職業 [REDACTED]</p> <p>申請土地</p> <p>所在 [REDACTED]</p> <p>登記簿地目 畑</p> <p>現況地目 雑種地</p> <p>面積 10㎡</p> <p>農地区分 その他地域</p> <p>転用目的 墓地</p> <p>転用の詳細 家から離れた場所にある先祖の墓地（納骨堂）を移設したい。</p> <p>施設の利用期間 許可の日から永久</p> <p>防除施設計画 申請地は、広大な畑の一部であり現在利用していない。 上土を剥ぎ取り整地して、墓碑の土台を設置し納骨堂を移設建立する。近隣の土地も所有地であり、近隣土地所有者等に悪影響を及ぼす恐れはない。</p> <p>工事費</p> <table border="0"> <tr> <td>建築費一式</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>資金調達計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己資金</td> <td>700,000円</td> </tr> </table> <p>27ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。</p>	建築費一式	700,000円	資金調達計画		自己資金	700,000円
建築費一式	700,000円						
資金調達計画							
自己資金	700,000円						
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元推進委員の [REDACTED] さんが不在ですので、私から現地確認報告をします。</p>						
議長	<p>許可基準からみた意見につきましては、</p> <table border="0"> <tr> <td>他の権利を有する者の同意状況</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>遅滞なく事業を実施する確実性</td> <td>確実</td> </tr> <tr> <td>計画面積の妥当性</td> <td>適当</td> </tr> </table>	他の権利を有する者の同意状況	なし	遅滞なく事業を実施する確実性	確実	計画面積の妥当性	適当
他の権利を有する者の同意状況	なし						
遅滞なく事業を実施する確実性	確実						
計画面積の妥当性	適当						

	<p>常に短いですが、これは借り手のお父さんがちょうど自分の年齢のころに体調を崩されたということで大変心配をしておられました、迷惑をかけないように短期間にさせていただいたということで、3年後に体調が今と同じくらいであれば、また更に継続して契約したいという旨を伺っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これより質疑を受け付けます。何かございませんか。</p>
■委員	<p>整理番号3番の借賃ですが、作付け10aあたり玄米58kgと半端な理由は何ですか。</p>
事務局	<p>作付け面積103.2aで換算すると600kgになります。</p>
■推進委員	<p>■さんと■さんと全体額で話をされており、割り戻すと58kgとなります。賃借の書き方としては、このように書くしかありません。</p>
議長	<p>その他、何かありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、議第3号は原案どおり可決いたしました。以上をもちまして、議案審議を終了します。続きまして情報提供をお願いします。</p>
事務局	<p>情報提供をさせていただきます。 (農地の譲渡(贈与)にかかる斡旋希望について、農地機構だより、飯南町農業担い手支援センター専門支援員配置について情報提供)</p>
■委員	<p>専門支援員の業務内容が書いてありますが、随分前から課題となってきたていき詰まっている中で、何か思い切ったことをしないと、「組織化・法人化支援」と書いてありますが、組織・法人が大変なことになってきています。それをまだ組織化・法人化しますと言っても実態としてはできないでしょう。例えば、第二の公営的なことを担う組織を作るとかしないと、1日1日大変なことになっていくような気がしています。■さんには大きな核になっていただきたいです。第二の農業公社を作らないといけなと思います。前の農業公社は人が耕作しないところを多く耕作し</p>

	<p>ていたので経営が行き詰まっていたと思います。今は良い土地でも手放すようになってきているので、そういったことを期待したいと思います。私は前回欠席でしたが、地域計画で10年後の農業を担う者が未定になっている割合がどれくらいか報告されましたか。</p>
事務局	<p>まだです。全体の2～3%程度です。</p>
<p>■委員</p>	<p>数字はすごいと思いますが、内容です。まだ他にあるとすると大変なことです。</p>
議長	<p>現況耕作者をそこに入れているから2～3%にとどまっていますが、5年先には未定がどんどん増えてくると思います。今年度更新するとまた変わってくると思います。2～3%が増えてくると思います。</p>
<p>■委員</p>	<p>力のある法人であれば良いですが、法人自体が大変になってきています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 その他何かございませんか。 ないようでしたらその他に入りますが、その前に5分間休憩とします。</p> <p>休会時間 10時30分</p> <p>再会時間 10時35分</p>
議長	<p>来年度の7月に改選される新しい委員について、先般役員の皆さんに話し合いをしていただきまして、その内容についてお諮りしますのでよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(別添の意見交換資料に基づき説明。)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 何もない状態で女性委員をお願いするのも大変だと思い、今後飯南町の農業を継続していただける方という考え方をしまして、 ■に女性委員として活躍していただけないだろうか と話をさせていただきました。地域のことが関係してきますので強くは言えませんが、やっても良いですよという意見をいただきまして、女性委員をお願いできるのではないかと考えています。そうしたときに、女性委員以外をどのように選出するかが問題になってくると思います。今度の自治区長会の際に説明しなければなりません、皆様の意見をいただければと思います。</p>
<p>■委員</p>	<p>どこかの地区から女性委員を出すことの確認はとれています</p>

<p>議長</p>	<p>か。</p> <p>結局、この案を自治区長会に出すと、それが決定になってしまいます。そうすると、女性委員以外をどう選出するかは地域にお願いしないといけません。</p>
<p>■■■■委員</p>	<p>■■■■に、女性だからと言って誰でもお願いして良いというわけにもいかないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>今回最適化推進委員は全員男性をお願いしようと思います。地域を知っておられる方。地域のことを見て歩こうと思ってもあまりわからないという話がありました。地域の方とコミュニケーションをとるのが苦手ということがあって、地域的なことを考えると最適化推進委員の方が農業委員より良いのではないかと考えました。もちろん現場を見てもらわないといけませんが、最適化推進委員と一緒におられますので。</p>
<p>■■■■委員</p>	<p>農業委員は、その土地の人の顔や周辺の集落のことなど地域を知っていないと難しいと思います。来られて2～3年で、早い話が世話役ですので。人望がある人でないと。</p>
<p>議長</p>	<p>そのことを地域を知っている最適化推進委員にやってもらわないといけません。だいたい農業委員と最適化推進委員とセットで歩きますので。それを言うといつまでも女性が出てきません。それで今女性で農業をされている方を探してみまして、約7～8名候補者の名前が出まして、地域的なものを見て、それでお願いに歩きました。自治区長さんには、この地区に女性委員がいるとなれば、他の地区からそれなりの選出をしなければなりません。</p>
<p>■■■■委員</p>	<p>■■■■は、自治区長がお願いに上がられます。</p>
<p>議長</p>	<p>農業委員会からお願いしたいです。持ち回りでされている地区がありますが、そうすると1期で交代してしまいます。2～3期されている方が少なくなってしまう。委員していてもわからないということになってしまいますので、できれば2～3期と長くやっていただけるような選び方をしてもらいたいです。</p>
<p>■■■■委員</p>	<p>持ち回りが良いかどうかわかりませんが、組織を維持するためにはベテランもいないといけないと思います。委員を努めて地域の様子がわかってくるので持ち回りにしているところもあるようです。女性を登用していくのは良いことだと思います。ある程度女性に人数がいないと、現在1名おられますが女性の感性とか視点というものの意見を言うていただける機会がなかったと思います。そうすると、ある程度の女性がまとまるというのは良いことだと思います。心配するのは、これを地域に下ろしたときに、次</p>

	<p>選べと言われたときに地域ができるかどうかです。今回町なり農業委員会が選んだとなると、次も選べよということと言われかねないですが、そのことを思っておかないと、やるのであれば町なり農業委員会が5名の女性委員選出には責任を持ちますので地域に心配はかけませんということでやらないといけません。地域がそのことを飲まないといけません、3年ではまだまだ定着せず苦勞すると思います。次の自治区長会では、町としてこうだという話なのか、責任が持てないという話が出ればまた検討されるのか、非常に難しい説明になるのではないかと心配します。どのように考えておられますか。</p>
事務局	<p>3ページは12月に地域にお配りして説明する回覧ですが、表紙にはどこから何人とかは書いてなくて、農業委員は地区の定数は設けないという前提がある中で、積極的青年・女性の登用というところをお願いするというので、この流れは同じになるかと思いますが、それまでのところで地域に対して実はこの方をお願いしていますということを行く必要があると思っています。</p>
■委員	<p>今回初めてですので会長が心配されて尽力されていますが、地域からすれば町が選んでいるという話になります。それならずと町がやってくれるんだなという話になります。そのところをどう考えるかです。頼もうとしているのは新規就農者でプロパーですので忙しいと思います。</p>
事務局	<p>女性農業委員になれる適任の方自体があまりたくさんいらっしゃるわけではないというのがまずあります。いきなり地域の方に選んでくださいというのは無理がありますので、最初のところは事務局で動いていかなるを得ない部分があるかだと思います。対して女性がどんどん社会進出できるよう手助けしていくのもこの一環ですので、分母を増やしていく活動をすること、将来的には地域から選んでいただけるくらい女性委員が増えていくところを目指してやっていくべきかと思っています。</p>
■委員	<p>過去の女性委員の方は町で選んでいますか。</p>
議長	<p>議会推薦です。</p>
■委員	<p>女性に連絡を取り合って、その方に交渉して頼んできたという経過があるわけですね。飯南町オールではなく各地区からとなると、そこに話をしないといけませんね。</p>
議長	<p>事務局から自治区長へお願いに歩きます。</p>
■委員	<p>当初は町がやらないといけないと思いますが、次からも自然発生的にそれが続いてはいけないと思います。自治区長が責任負わ</p>

議長	<p>されても責任を負えないと言われるかも知れません。</p> <p>結局、飯南町で女性農業委員になれる方が7～8名しかおられません。農業をしておられる方。中立委員はいくらかおられるかもしれません。</p>
■ 委員	<p>消費者からでも良いわけですので。</p>
議長	<p>基本的に農業をしておられる方から選ばうと思ったときに、飯南町に7～8名しかおられません。そのうちで地域が偏っても困ります。赤名、来島、頓原、志々で各地区1名ずつ、それから中立委員で1名お願いしたら5名となります。来年のことですが、12月の自治区長会ではこういう方針ですと案を出さないといけません。あまり遅くなると、持ち回りで決まってしまうということになりますので、できるだけ今回言っておかないといけないと思って早め早めに動いているつもりです。さきほど言われたとおり、女性農業委員が誰がおられるかという話になったときに答えられるようにしておこうかということで先に動きました。</p>
■ 委員	<p>自治区長がわかったと言われるかどうか。</p>
議長	<p>それはわからないですが。</p>
■ 委員	<p>どういった姿勢で町は提案されるわけですか。「します。」ですか、「お願いします。」ですか。</p>
議長	<p>「します。」でないと話が進みません。それで各地区で女性委員1名ずつ、中立委員を1名お願いしますという説明を事務局がします。今お願いしているのが、30代から40代前半の方ばかりです。ということは1期では終わらないと思います。2～3期続けてやってくれると思います。</p>
■ 委員	<p>そうする以上は、こういうことをやってくださいということを言っておかないといけません。</p>
議長	<p>人数がいると女性で話し合いができます。</p>
■ 委員	<p>女性ならではのことを期待するのであれば、そのことをしっかりとって、あるいは女性部会を設けるような話を言ってあげないと、何のためにという話になります。それがセットだと思います。中立委員を地区にはめるのもおかしい話ですが、数的にはそうならないといけないのですね。</p>
議長	<p>担当地区のことを思ったら、15名なら中立委員は別で良いのですが14名で定数が決まっていますので。</p>

委員	中立委員は飯南町オールですよ。
議長	<p>だいたいはそうです。多少面積的なことを考えないと、現在は別ですが将来的に意見がありました、現在は105haに1人です。飯南町は平成26年に1400haあったそうです。今はどんどん減って1100haくらいです。実質的に計算すれば11名ですが、昔のままの14名でいっている状態です。現行のところに獅子と八神で1名ずつとなっていますが、八神1名が[]さんが地区の張り付けがありました。奥畑と上区が別々だったのが1つになっています。今回の案では獅子と八神を1つにして、奥畑と上区を離しています。平成26年の状態に戻したということです。結局地元を知っている人間が委員にならないと、意見集約など難しいところが出てくるのではないかと意見もありましたが、最適化推進委員が後ろにおられますので、いろいろ相談して指導を受けてというのが必要だと思います。誰も入ってすぐにいろんなことがわかるわけではありません。入って1年目は必ず1年生です。2年3年と経ちようやく農業委員会のことがわかるようになったところで改選で新しい委員が出られそれが毎回となると、ベテランが3～4名しかいないという状態がずっと続いています。今後のお願いですが、持ち回りはやめていただきたいと思います。2～3期はやっていただけるよう、自治区長会でお願いしてもらえればと思います。女性委員については自治区長会で説明がある前に事務局が担当の自治区長のところに行って話をするといいと思います。役場が指名するわけではありませんが、農業委員会でこういった方はいかがでしょうかという話があった旨を説明に伺います。</p>
委員	そういった話をされると、自治区長もできると思います。
議長	<p>事前に5名の方に承諾を得ましたので、事務局が自治区長会の前に自治区長のところに行って説明すると思います。先に先に話を進めると、残りの男性9名についても話が進めやすいと思います。今回こういう改選をしたいということで、書類を持って歩かれると思います。皆さんの承諾を得られればこの案で行くということですね。</p>
事務局	そうです。
議長	<p>担当地区は当選が出てからの割り当てとなります。地区は定めないということになっていますが、担当地区を定めないと全然知らないところで活動はできません。</p>
議長	<p>今回は自治区長会にこういう案を出させてもらうということで了解いただけますでしょうか。</p>
委員	確認ですが、女性委員にこういったことを期待しているという

議長	<p>のはよく説明していただきたいと思います。</p> <p>最適化推進委員が会議で発言権がないというのが、最適化推進委員の意見を聞ける場がありません。来年度に向けて何か考えた方が良くという気がします。</p>
委員	<p>今回女性委員の割合が上がっても、次回また下がってしまったということになってはいけないです。</p>
議長	<p>体が元気なうちは何期かやってもらえると思っています。 その他何かございませんか。</p>
事務局	<p>来月の農業委員会総会ですが、12月26日（金）に飯南町役場2階大会議室で行います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了します。</p> <p>終了時間 11時20分</p> <p>会 長</p> <p>13番委員</p> <p>1番委員</p>

農用地利用集積等促進計画書

令和7年11月25日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利			支払い方法				
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容		始期	終期	新更	借賃
1							田	1,286	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 4,000円	毎年12月28日 までに口座振込
								1,091							
2						9筆	田	10,010	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
								1,659							
3						7筆	田	8,824	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 玄米58kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
								549							
						13筆		12,803							

農用地利用集積等促進計画書

令和7年11月25日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利							
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期	終期	新更	借賃	支払い方法
4							田	2,296	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
						5筆		11,727							
5							田	1,286	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 4,000円	毎年11月末日 までに口産振込
						9筆		10,010							
							田	1,659	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
					7筆		8,824	作付け67.90a							

農用地利用集積等促進計画画書

令和7年11月25日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地				設定する権利												
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期	終期	新更	借賃	支払い方法						
5							田	549	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 玄米58kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し						
								867													
								714													
6						田	766	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し							
							749														
							1,076														
							1,556														
							1,434														
							533														
							751														
							1,381														
							1,205														
							1,222														
							12,803								作付け103.20a						
							2,296								賃借権	水田	令和8年1月1日	令和17年12月31日	更	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
							2,284														
1,613	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和12年12月31日	更	作付け 10aあたり 8,000円	毎年12月28日 までに口座振込														
2,857																					
2,677	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和12年12月31日	更	作付け 10aあたり 8,000円	毎年11月末日 までに口座振込														
11,727								作付け83.10a													
7						田	915	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和12年12月31日	更	作付け 10aあたり 8,000円	毎年11月末日 までに口座振込							
							915														
							915														
						田	915	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和12年12月31日	更	作付け 10aあたり 8,000円	毎年11月末日 までに口座振込							
							915														
							915														
						田	915	賃借権	水田	令和8年1月1日	令和12年12月31日	更	作付け 10aあたり 8,000円	毎年11月末日 までに口座振込							
							915														
							915														

農用地利用集積等促進計画書

令和7年11月25日 公告

整理番号	権利の設定を受ける者		権利を設定する者		権利を設定する土地			設定する権利							
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	権利の種類	内容	始期	終期	新更	借賃	支払い方法
8							田	1,710	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和17年3月31日	更	作付け 10aあたり 5,000円	毎年12月28日 までに口座振込
							田	1,718							
9						8筆	田	10,786	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和17年3月31日	更	作付け 10aあたり 5,000円	毎年11月末日 までに口座振込
							田	1,718							
10						8筆	田	10,786	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和10年12月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
							田	2,206							
11						5筆	田	14,000	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和10年12月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
							田	2,206							
11件						5筆 96筆	田	14,000 138,130.00	賃借権	水田	令和8年4月1日	令和10年12月31日	新	作付け 10aあたり 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人が 本人へ手渡し
							田	2,541							